

令和6年度金沢市文化ホール喫茶ラウンジ出店者公募にかかる募集要項

金沢市文化ホール（以下、「当館」という。）は、広く市民が芸術文化にふれあう機会及び芸術文化に関する活動の場を提供するとともに、市民による多様な芸術文化の創造及び継承の促進を図り、もって市民の芸術文化の振興に資するため、設置された施設である。

当館の喫茶ラウンジは、ホール利用者の利便性向上だけではなく、喫茶ラウンジ自体が集客力のある魅力的なものとして、まちかどの賑わい創出に資するものであることが期待される。

そのため、当館にふさわしい雰囲気をもつ店づくりができるとともに、利用者が満足できるサービスを提供できる意欲的な出店者を募集する。

1. 施設の概要

(1) 当館の概要

①基本情報

所在地	金沢市高岡町15番1号
開館	昭和57年11月
延床面積	10,032.79㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
休館日	原則として、第2、4水曜日（ただし、祝日にあたるときは、その翌日）。12月29日から翌年1月3日まで
開館時間	午前9時から午後10時まで （夜間区分の貸付がない日は午後5時まで）
指定管理者	金沢市芸術文化ホール共同事業体 （代表団体 公益財団法人金沢芸術創造財団） ※現協定における指定期間は令和11年3月31日まで

②利用人数

区分	施設利用人数	ホール利用率	備考
令和元年度	183,640人	56.8%	
2年度	39,049人	27.0%	4/19~5/31休館
3年度	66,542人	41.9%	
4年度	140,504人	59.2%	
5年度	142,917人	53.7%	

※施設利用人数 ホール、練習室、会議室、大集会室、茶室、多目的ルーム等の利用人数の和。催事主催者等からの報告人数で計上

※ホール利用率 午前・午後・夜間の区分に関わらず、利用があった日数を開館日数で除した率

(2) 喫茶ラウンジの概要

- ①所在地 ホール棟1階
- ②面積 客席 156.6㎡（便所15.1㎡を含む）
 厨房 27.3㎡（倉庫2.2㎡を含む）
 受付用カウンター 4.6㎡
 計 188.5㎡
- ③配置図及び設備内容
 別紙のとおり

2. 応募資格

以下の条件を全て満たす者とする

- (1) 喫茶店をはじめとした飲食店の経営経験が1年以上あるか、又は同程度の実績があると認められる者
- (2) 金沢市税の滞納がない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- (4) 令和6年12月1日時点で、過去1年間の営業販売に関して所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取消、営業の禁止又は営業の停止の行政処分を受けていないこと。

3. 施設使用許可

(1) 使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び金沢市財務規則（昭和39年金沢市規則第3号）第201条の規定に基づく行政財産の使用許可とする。

(2) 使用許可

- ① 使用許可は、出店者が金沢市（以下、「本市」という。）あてに毎年度申請することとし、令和7年度は、使用許可日から令和8年3月31日までとする。許可の更新を妨げるような事象が生じない限り、令和11年度まで申請に基づき更新できることとする。この期間には、開設に伴う工事、開店準備、閉店に伴う原状回復に要する期間も含むものとする。また、令和11年度以前に更新を希望しない場合は、当該年度における許可期間満了の6か月前までに、書面にて本市に申し出ること。

なお、令和12年4月1日以降の金沢市文化ホール喫茶ラウンジ出店者公募に際し、再度の応募を妨げるものではない。

- ② 本市は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消または変更を行う場合がある。この場合において、出店者が損害を被ることがあっても、本市はその責めを負わない。

- (ア) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき
- (イ) 運営事業者が使用料の未納等この募集要項及び関係条例並びに規則の各条項に違反したとき
- (ウ) 参加資格の詐称その他不正な手段により運営事業者として選定されたとき
- (エ) 休業状態が1カ月以上継続しているとき
- (オ) 食品衛生法に規定された許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止を受けたとき

③ 出店者は、本市が許可の取り消しをしたとき、又は使用期間が満了したとき（更新する場合を除く）は、本市が指定する期日までに、自己の責任において喫茶ラウンジを原状に回復して返還しなければならない。ただし、本市が、特に承認したときはこの限りではない。また、本市は、出店者が原状回復の義務を履行しないときは、出店者の負担においてこれを履行できる。この場合において、出店者は、本市に対し異議の申し立てをすることはできない。

(3) 使用面積

喫茶ラウンジのうち、厨房（27.3㎡）及び受付用カウンター（4.6㎡）を出店者が専ら使用する面積とする。客席（156.6㎡）は使用料を算定する面積に含めないが、清掃等の日常的な管理及び便所の消耗品補充は出店者が行うこととする。この場合において、喫食・喫茶を行わない者が客席を利用することを妨げてはならない。

また、店内イベントを開催する等の目的で、日を定めて客席を専ら使用することを希望する場合は、別途、行政財産の使用許可を申請すること。

(4) 使用料

金沢市の行政財産の目的外使用料に関する規定に基づき算定される金額とする。

概算額：厨房及び受付用カウンター 年額600,000円
客席（専ら使用する日） 日額 10,000円

4. 出店における営業条件

(1) 開店準備可能時期 令和7年4月（予定）

(2) 営業日 原則、当館の開館日と同一とする。ただし、休館日における喫茶ラウンジの営業を希望する場合及び開館日における休業を希望する場合は、提案に含めることを認める。

なお、休館日においては、全体空調が稼働しない。

また、定期の休館日に加え、全館保守点検（8月及び1月に各5日間）の実施日は、喫茶ラウンジも対象となるため、営業不可となる。

(3) 営業時間 午前11時から午後3時までは必ず営業を行うこととし、その他は、当館の開館時間（午前9時から午後10時）の範囲内で提案すること。

- (4) 営業種目 軽食及び喫茶
- (5) 店名、メニュー、料金設定 提案に含めること。酒類の提供は可とする。
- (6) 看板等の設置 周辺道路に面した箇所については、当館敷地内であっても看板及び幟旗等の設置は認めない。それ以外の箇所については、本市及び指定管理者と協議すること。
また、外側入口に設置しているステンレス看板の内容を改変することは可とする。この場合において必要な経費は、出店者が負担すること。
- (7) 店内イベントの開催 当館の設置目的に資する内容の店内イベント開催は可とする。
この場合において、開催日時、実施内容について、指定管理者及びホール利用者との調整を入念に行うこと。
- (8) その他
- ①喫茶ラウンジには出入口が2箇所あり、当館の開館時間外は、ホールホワイエ側出入口を施錠すること。ただし、開館時間の内外に関わらず、設備点検・補修又は災害防止など、建物管理の必要がある場合は当館の職員等が立ち入ることがある。
 - ②出店者は火元責任者を選任し、喫茶ラウンジを一体的に管理することとする。また、当館の防火管理者が定める消防計画の作成に協力し、計画内容を従業員等に周知すること。
 - ③喫茶ラウンジを含む建物の火災保険は本市が付保する。ただし、出店者の備品等は対象外であり、必要に応じて、別途、出店者が契約すること。
 - ④当館の施設内は全面禁煙であることから、喫茶ラウンジ内においても禁煙とすること。
 - ⑤食材等の搬入及び廃棄物等の搬出について、時間帯、経路及び車両駐車場所は指定管理者と協議のうえ、当館の利用者に影響のないよう実施すること。
 - ⑥出店者は、喫茶ラウンジの使用にあたり、出店者の過失により当館又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、飲食物・販売物により第三者に損害を与えたときも出店者の責任において対応するものとする。

5. 出店者が負担する経費等

(1) 使用料

(2) 光熱水費等

電気料、ガス料、水道・下水道料、電話料の実費及び空調費。

なお、電話加入権及び電話機設置の経費は出店者の負担とする。

電気料：下記①及び②を合算した電気使用量により算出

①喫茶ラウンジ全体の電気使用量×0.17

②厨房に設置した個別空調の電気使用量

空調費：1時間あたり100円×喫茶ラウンジの営業時間
(冷暖房使用期間以外も含む)

- (3) 営業経費 別紙で指定した以外の什器備品、食器類、人件費、食材費など、喫茶ラウンジの営業に必要となる経費。
喫茶ラウンジ内の清掃費用（グリーストラップの清掃を含む）。
- (4) 修繕費 使用施設の小修繕及び貸付備品の更新。
- (5) 廃棄物処理 客席の廃棄物のうち、喫茶ラウンジの営業に伴わないごみは、当館の廃棄物と合わせて処理することができる。ただし、ごみ袋等の消耗品は出店者の負担とする。
また、喫茶ラウンジの営業に伴うごみは、客席の廃棄物も含み、出店者の負担とする。
- (6) その他 開店時及び退去時に要する経費。なお、出店者が契約期間中に負担した有益費について、市に対して請求することはできないこととする。

6. 応募方法等

提出書類の提出場所 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市文化スポーツ局文化政策課

- ・電子申請の場合は、各締切日の午後5時まで受付。
- ・郵送の場合は、一般書留又は簡易書留の方法とし、各締切日の午後5時までに到着のこと。
- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで受付。

ただし、土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）に規定する市の休日）は受付を行いません。

- (1) 応募申込 令和7年1月24日(金)までに電子申請にて申込すること。
ただし、下記(3)に示す現地見学会への参加を希望する者は、同月10日(金)までに申込すること。
- (2) 質問受付 令和7年1月14日(火)までに電子申請にて提出のこと。
回答は、同月17日(金)までに下記URLへ掲載する。
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkaseisakuka/boshujoho/28130.html>
なお、質問の内容により審査の過程に影響するものなど、回答しない場合がある。
- (3) 現地見学会 令和7年1月16日(木)又は同月17日(金)に実施。開始時間及び集合場所は、別途応募者へ連絡する。同月14日(火)正午までに連絡がない場合は、(1)の応募申込に不備がある可能性があるため、文化政策課あてに問い合わせること。

なお、当該喫茶ラウンジは令和6年度中の修繕工事を予定しているが、見学会実施日は修繕工事中の状態である。

また、1者あたりの人数は、4名を上限とする。

(4) 企画提案書提出

令和7年1月24日(金)までに持参又は郵送により提出のこと。
また、下記②③について、別途PDFデータ及びPDF変換前のデータ(Microsoft Word等)を同日までに提出することとし、当該PDFデータには、事業者名やロゴマーク等、応募者を特定できる事項を掲載しないこと。

①企画提案書表紙 1部

②企画提案書 1部

③企画提案別紙 1部 企画提案書に添付する資料がある場合は、書式をA4横サイズとして提出すること

④誓約書及び金沢市税に関する調査に対する同意書
1部

また、上記のほか、選考の過程において追加資料の提出を求める場合がある。

【法人の場合】

- ①決算報告書 ②納税証明書
③登記簿謄本、定款 ④貸借対照表、損益計算書

【個人の場合】

- ①納税証明書 ②事業所得申告書、決算書の写し
③本人経歴書、住民票の写し

(5) その他

- ①本応募に要する経費については、全て応募者の負担とする。
②フランチャイザーとなり、自らの責任においてフランチャイジーに運営を任せようとする場合であっても、フランチャイザー(チェーン本部)が参加申込みを行うこと。
③提出された書類はこの公募に係る選定以外には使用しない。
ただし、金沢市情報公開に関する条例(平成3年金沢市条例第2号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象とする。

7. 選定方法

経営方針等についての企画提案を受け、審査により決定する。

(1) 審査基準

別ファイル(令和6年度金沢市文化ホール喫茶ラウンジ出店者公募にかかる審査基準)のとおり

- (2) 審査方法
- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1次審査 | 書類審査（経営方針、経営戦略、メニュー等） |
| 第2次審査 | プレゼンテーション及びヒアリング |
- 具体的な日時、会場及び実施方法については、別途、第2次審査の対象者に連絡する。
- (3) 選定結果の通知及び公表
- 選定結果は、第2次審査終了後、優先交渉権者が決定次第、応募者全員に文書にて通知する。また、優先交渉権者は、その法人名（個人で応募の者は個人名）を下記URLで公表する。
- <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkaseisakuka/boshujoho/28130.html>
- なお、審査の経過、順位の公表に関する問合せには応じない。

別紙

什器備品一覧表

品名	数量	備考
1 ステンレス流し台 (二槽シンク)	1台	厨房、W1400×D600×H800
2 ステンレス作業台	1台	厨房、W1100×D600×H800
3 角テーブル	3台	W900×D900×H760
4 角テーブル	6台	W900×D900×H650
5 角テーブル	1台	W750×D750×H650
6 角テーブル	10台	W600×D600×H650
7 椅子	45脚	

既存施設概要

項目		既存仕様	備考
客席 (ラウンジ)	床面積	141.5㎡	
	天井高	5.8m	
	内装	床:タイル張り、フローリング 壁:ビニルクロス貼り 天井:岩綿吸音板+NAD塗装	
	照明設備	LEDダウンライト:40台(天井)	
	コンセント	AC100V2口、壁面 4箇所 AC200V1口、壁面 1箇所	
	電話設備	無し	
	通信・放送設備	無し(施設共用LAN受口・放送用スピーカあり)	
	給排水・給湯・ガス設備	無し	
	換気設備	無し	
厨房	床面積	25.1㎡(食品庫2.2㎡、物入0.3㎡含む)	
	天井高	2.15m(厨房前室部分は2.55m)	
	内装	床:塗床(厨房前室部分はタイル張り) 壁:モルタル+NAD塗装 天井:ケイ酸カルシウム板	
	照明設備	直付LEDベースライト:3台(天井)	
	厨房機器	作業台(1100×600×800) 2層シンク(1400×600×800)	
	厨房機器電源・コンセント	AC100V2口、壁面 9箇所 AC200V1口、壁面 1箇所	設備設置の際は最寄りのコンセントから分岐すること
	電話・通信・放送設備	無し	
	給排水・給湯・ガス設備	配管立ち上げまで市で準備 給水:上水道 排水:グリーストラップ経由で公共下水道 ガス:都市ガス(13A) 給湯:無し	設備設置の際は最寄りの配管から分岐すること
換気設備	厨房用排気ファン(3,500㎡/h×40mmAq) ステンレスフード付き(1,600×700×350H)		
共通	トイレ(男女別) (床面積:15.1㎡)	男性:小便器(自動洗浄) 1台 洋風大便器(温水洗浄便座) 1台 洗面器(カウンター式、自動水栓) 1台 女性:洋風大便器(温水洗浄便座) 1台 洗面器(カウンター式、自動水栓) 1台	便器の洗浄水は施設内にある井戸水を使用している
	空調設備	ラウンジ・厨房は単独空調あり(電気) 中央熱源方式による全体空調	
	消防設備	自動火災報知設備感知器 スプリンクラー消火設備	
	その他	受付用カウンター(床面積:4.6㎡) 倉庫(床面積:2.2㎡)	

※電気・上水道・ガスは個別メーターにより使用料を徴収する。